






A2.17 急性毒性 (詳細は第3.1章を参照)

危険有害性区分	判定基準	危険有害性情報の伝達要素	
1	$LD_{50} \leq 5$ mg/kg 体重 (経口) $LD_{50} \leq 50$ mg/kg 体重 (皮膚/経皮) $LC_{50} \leq 100$ ppm (気体) $LC_{50} \leq 0.5$ (mg/l) (蒸気) $LC_{50} \leq 0.05$ (mg/l) (粉塵, ミスト)	シンボル	
		注意喚起語	危険
		危険有害性情報	飲み込むと生命に危険(経口) 皮膚に接触すると生命に危険(経皮) 吸入すると生命に危険(気体, 蒸気, 粉塵, ミスト)
2	LD_{50} 5 以上 50 未満 mg/kg 体重 (経口) LD_{50} 50 以上 200 未満 mg/kg 体重 (皮膚/経皮) LC_{50} 100 以上 500 未満 ppm (ガス) LC_{50} 0.5 以上 2.0 未満 (mg/l) (蒸気) LC_{50} 0.05 以上 0.5 未満 (mg/l) (粉塵, ミスト)	シンボル	
		注意喚起語	危険
		危険有害性情報	飲み込むと生命に危険(経口) 皮膚に接触すると生命に危険(経皮) 吸入すると生命に危険(気体, 蒸気, 粉塵, ミスト)
3	LD_{50} 50 以上 300 未満 mg/kg 体重 (経口) LD_{50} 200 以上 1000 未満 mg/kg 体重 (皮膚/経皮) LC_{50} 500 以上 2500 未満 ppm (ガス) LC_{50} 2.0 以上 10.0 未満 (mg/l) (蒸気) LC_{50} 0.5 以上 1.0 未満 (mg/l) (粉塵, ミスト)	シンボル	
		注意喚起語	危険
		危険有害性情報	飲み込むと有毒(経口) 皮膚に接触すると有毒(経皮) 吸入すると有毒(気体, 蒸気, 粉塵, ミスト)


次頁に続く

危険有害性区分 (続き)	判定基準	危険有害性情報の伝達要素	
4	LD ₅₀ 300 以上 2000 未満 mg/kg 体重 (経口) LD ₅₀ 1000 以上 2000 未満 mg/kg 体重 (皮膚/経皮) LC ₅₀ 2500 以上 5000 未満 ppm (気体) LC ₅₀ 10.0 以上 20.0 未満 (mg/l) (蒸気) LC ₅₀ 1.0 以上 5.0 未満 (mg/l) (粉塵, ミスト)	シンボル	
		注意喚起語	警告
		危険有害性情報	飲み込むと有害 (経口) 皮膚に接触すると有害 (経皮) 吸入すると有害 (気体, 蒸気, 粉塵, ミスト)
5	LD ₅₀ 2000 以上 5000 以下 mg/kg 体重 (経口または皮膚/経皮) 気体, 蒸気, 粉塵, ミストの LC ₅₀ が、経口および経皮の LD ₅₀ に相当する範囲 (すなわち、2000 以上 5000 以下 mg/kg 体重)。 詳細な判断基準参照 <ul style="list-style-type: none"> ・ 人における有意な毒性作用の示唆 ・ 区分 4 で 1 匹でも死亡が認められる ・ 区分 4 で有意な臨床症状 ・ 他の試験からの情報 	シンボル	シンボル無し
		注意喚起語	警告
		危険有害性情報	飲み込むと有害のおそれ (経口) 皮膚に接触すると有害のおそれ (経皮) 吸入すると有害のおそれ (気体, 蒸気, 粉塵, ミスト)

A2.18 皮膚腐食性／刺激性（詳細は第3.2章を参照）

危険有害性区分	判定基準	危険有害性情報の伝達要素	
<p>1</p> <p>腐食性</p> <p>細区分 A, B, C を含む； 第3.2章の表3.2.1を参照</p>	<p>1. 物質及び試験データのある混合物の場合：</p> <ul style="list-style-type: none"> ●人の皮膚に不可逆的損傷を与えた経験がある； ●既に腐食性と分類されている物質または混合物と構造活性相関または構造特性相関がある； ●酸/アルカリ緩衝能力を含み、≤ 2 もしくは ≥ 11.5 の極端な pH 値である； ●有効性が確認され、承認されている <i>in vitro</i> の皮膚腐食性試験の結果が陽性である；または ●当該物質/混合物が、4時間以内の暴露の結果、皮膚に不可逆的損傷を起こすことを示す動物についての経験または試験データがある（表 3.2.1 参照）。 <p>2. 混合物のデータが入手できない場合には、3.2.3.2. のつなぎの原則を使用する。</p> <p>3. つなぎの原則が適用されない場合、</p> <p>(a) 加成性を適用できる物質の混合物である場合：混合物中の腐食性物質の濃度の合計が5%以上であるものを腐食性に分類する（加成性がある物質の場合）；または</p> <p>(b) 加成性が適用できない物質の混合物である場合：1%以上の腐食性成分を含む。</p> <p>3.2.3.3.4. 参照。</p>	シンボル	
		注意喚起語	危険
	危険有害性情報	重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷	


次頁に続く

危険有害性区分 (続き)	判定基準	危険有害性情報の伝達要素	
2 刺激性 (全ての所管官庁に適用)	<p>1. 物質及び試験データのある混合物の場合：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 4時間以内の暴露の結果、皮膚に可逆的損傷を与えることを示す人についての経験または試験データがある； ● 既に刺激性と分類されている物質または混合物と構造活性相関または構造特性相関がある； ● 有効性が確認され、承認されている <i>in vitro</i> の皮膚刺激性試験の結果が陽性である；または ● 当該物質/混合物が、4時間以内の暴露の結果、皮膚に可逆的損傷を与えることを示す動物についての経験または試験データがある、または紅斑/痂皮形成、浮腫の平均スコア値が2.3以上4未満であること、もしくは試験動物3匹のうち少なくとも2匹で観察期間終了時まで炎症が残る(表 3.2.2 参照)。 <p>2. 混合物のデータが入手できない場合には、3.2.3.2. のつなぎの原則を使用する</p> <p>3. つなぎの原則が適用されない場合、次の場合に刺激性として分類する：</p> <p>(a) 加成性を適用できる物質の混合物である場合： 混合物中の腐食性物質の濃度の合計が1%以上、5%以下である；刺激性物質の濃度の合計が10%以上である；または混合物中の濃度の合計 [(10×腐食性成分の濃度) + (刺激性成分の濃度)] が10%以上である；または</p> <p>(b) 加成性が適用されない物質の混合物である場合：3%以上の刺激性成分を含む。 (3.2.3.3.4. 参照)。</p>	シンボル	
		注意喚起語	警告
		危険有害性情報	皮膚刺激


次頁に続く

危険有害性区分 (続き)	判定基準	危険有害性情報の伝達要素	
3 軽度刺激性 (一部の所管官庁に適用)	<p>1. 物質及び試験データのある混合物の場合：</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該物質または混合物が、4時間以内の暴露の結果、皮膚に可逆的損傷を与えることを示す動物についての経験または試験データがある、または試験動物3匹のうち少なくとも2匹の紅斑/痂皮の平均スコア値が1.5以上2.3未満である(表3.2.2参照)。 <p>2. 混合物のデータが入手できない場合には、3.2.3.2. のつなぎの原則を使用する。</p> <p>3. つなぎの原則が適用されない場合、次の場合に軽度刺激性として分類する：</p> <ul style="list-style-type: none"> 加成性を適用できる物質の混合物である場合、混合物中の刺激性物質の濃度の合計が1%以上10%以下である； 加成性が適用できない物質の混合物である場合、軽度刺激性物質の濃度の合計が10%以上である； 混合物中の濃度の合計 [(10×腐食性物質の濃度) + (刺激性物質の濃度)] が1%以上10%以下である；または 混合物中の濃度の合計 [(10×腐食性物質の濃度) + (刺激性物質の濃度) + (軽度刺激性物質の濃度)] が10%以上である。 	シンボル	無し
		注意喚起語	警告
		危険有害性情報	軽度の皮膚刺激


A2.19 眼に対する重篤な損傷／眼刺激性（詳細は第3.3章を参照）

危険有害性区分	判定基準	危険有害性情報の伝達要素	
<p>1 非可逆的 作用</p>	<p>1. 物質及び試験データのある混合物の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 皮膚腐食性と分類されている； ● 眼に 21 日間で完全に回復しない損傷を与えることを示す人についての経験や試験データがある； ● 既に腐食性と分類されている物質/混合物と構造活性相関または構造特性相関がある； ● 酸/アルカリ緩衝能力を含み、≤ 2 もしくは ≥ 11.5 の極端な pH 値である； ● 有効性が確認され、承認されている <i>in vitro</i> 試験での眼への重篤な損傷の評価が陽性である； ● 当該物質または混合物が次のいずれかに該当することを示す動物についての経験または試験データがある、(1)少なくとも 1 匹の動物で角膜、虹彩または結膜に対する、可逆的であると予測されない作用が認められる；(2)試験動物 3 匹中少なくとも 2 匹の平均スコア値が、角膜混濁で 3 以上、または虹彩炎で 1.5 を超える値を示す陽性応答が得られる（表 3.3.1 参照）。 <p>2. 混合物のデータが入手できない場合には、3.3.3.2. のつなぎの原則を使用する。</p> <p>3. つなぎの原則が適用されない場合、</p> <p>(a) 加成性を適用できる物質の混合物である場合：混合物中の眼または皮膚腐食性が区分 1 である物質の濃度の合計が 3%以上である場合、区分 1 に分類する；または</p> <p>(b) 加成性が適用できない物質の混合物である場合：腐食性成分の合計が 1%以上である。（3.3.3.3.4. 参照。）</p>	シンボル	
		注意喚起語	危険
		危険有害性情報	重篤な眼の損傷


次頁に続く

危険有害性区分 (続き)	判定基準	危険有害性情報の伝達要素	
2A 刺激性	1. 物質及び試験データのある混合物の場合 <ul style="list-style-type: none"> ● 重篤な皮膚刺激性と分類されている； ● 眼の損傷が 21 日以内に完全に回復することを示す人についての経験や試験データがある； ● 既に眼刺激性と分類されている物質または混合物と構造活性相関または構造特性相関がある； ● 有効性が確認され、承認されている <i>in vitro</i> の眼刺激性試験の結果が陽性である； ● 当該物質または混合物が次のいずれかに該当することを示す動物についての経験または試験データがある：動物 3 匹中少なくとも 2 匹の平均スコア値が、角膜混濁で 1 以上、虹彩炎で 1 以上、または結膜浮腫で 2 以上の値を示す陽性応答が得られる(表 3.3.2 参照)。 2. 混合物のデータが入手できない場合には、3.3.3.2. のつなぎの原則を使用する 3. つなぎの原則が適用されない場合、次の場合に刺激性(2A)に分類する： <p>(a) 加成性を適用できる物質の混合物である場合：混合物中の眼または皮膚腐食性が区分 1 である物質の濃度の合計が 1%以上 3%以下；眼刺激性物質の濃度の合計が 10%以上；または混合物中の濃度の合計 [(10×眼または皮膚腐食性が区分 1 である物質の濃度 + (眼刺激性物質の濃度)] が 10%以上；</p> <p>(b) 加成性が適用できない物質の混合物である場合：眼刺激性成分の濃度の合計が 3%以上 (3.3.3.3.4. 参照)。</p>	シンボル	
		注意喚起語	警告
		危険有害性情報	強い眼刺激
2B 弱い 刺激性	1. 物質及び試験データのある混合物の場合 <ul style="list-style-type: none"> ● 眼への軽度の刺激性を示す人についての経験や試験データがあるもの ● 病変部が 7 日間中に完全に回復することを示す動物についての経験や試験データがある (表 3.3.2 参照)。 2. 混合物のデータが無い場合には、3.3.3.2. のつなぎの原則を使用する。 3. つなぎの原則が適用されない場合、次の場合に刺激性(2B)に分類する： <p>(a) 加成性を適用できる物質の混合物である場合：混合物中の眼または皮膚腐食性が区分 1 である物質の濃度の合計が 1%以上 3%以下；眼刺激性物質の濃度の合計が 10%以上であるか、または混合物中の濃度の合計 [(10×眼または皮膚腐食性が区分 1 である物質の濃度) + (眼刺激性物質の濃度)] が 10%以上；</p> <p>(b) 加成性が適用できない物質の混合物である場合：眼刺激性成分の濃度の合計が 3%以上 (3.3.3.3.4. 参照)。</p>	シンボル	シンボル無し
		注意喚起語	警告
		危険有害性情報	眼刺激


A2.20 呼吸器感作性（詳細は第3.4章を参照）

危険有害性 区分	判定基準	危険有害性情報の伝達要素	
1	1. 物質及び試験データのある混合物の場合 人に対し当該物質が特異的な呼吸過敏症を誘 発しうる証拠がある場合、または 適切な動物試験より陽性結果が得られてい る場合。	シンボル	
	2. 判断基準に適合する混合物の場合、次のどれ かの「つなぎの原則」が適用される：	注意喚起語	危険
	3. つなぎの原則が適用されない場合、混合物中 のいずれかの呼吸器感作性物質の濃度が： 1. 0%以上 固体／液体 0.2%以上 ガス である。	危険有害性情報	吸入するとアレルギー、喘息または 呼吸困難を起こす おそれ



A2.21 皮膚感作性（詳細は第3.4章を参照）

危険有害性区分	判定基準	危険有害性情報の伝達要素	
1	1. 物質及び試験データのある混合物の場合 当該物質が相当な数の人に皮膚接触により過敏症を誘導しうる証拠がある場合、または適切な動物試験より陽性結果が得られている場合。	シンボル	
	2. 判定基準に適合する場合、次のどれかの「つなぎの原則」が適用される： (a) 希釈； (b) 製造バッチ； (c) 本質的に類似した混合物。	注意喚起語	警告
	3. つなぎの原則が適用されない場合、混合物中のいずれかの皮膚感作性物質の濃度が： 1.0%以上 固体/液体/ガス である。	危険有害性情報	アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ

A2.22 生殖細胞変異原性（詳細は第3.5章を参照）


危険有害性区分	判定基準	危険有害性情報の伝達要素	
1 (1A 及び 1B)	ヒト生殖細胞に遺伝的突然変異を誘発することが知られているかまたは遺伝的突然変異を誘発すると見なされている（3.5.2の判断基準を参照）、または そのような物質を 0.1 %以上含む混合物。	シンボル	
		注意喚起語	危険
		危険有害性情報	遺伝性疾患のおそれ（他の経路からの暴露が有害でないことが決定的に照明されている場合、有害な暴露経路を記載）
2	ヒト生殖細胞に遺伝的突然変異を誘発する可能性がある（3.5.2の判断基準を参照）、または そのような物質を 1.0 %以上含む混合物。	シンボル	
		注意喚起語	警告
		危険有害性情報	遺伝性疾患のおそれの疑い（他の経路からの暴露が有害でないことが決定的に証明されている場合、有害な暴露経路を記載）

A2.23 発がん性（詳細は第3.6章を参照）

危険有害性区分	判定基準	危険有害性情報の伝達要素	
1 (1A及び1B)	人に対する発がん性が知られている あるいはおそらく発がん性がある そのような物質を0.1%以上含む混合物。	シンボル	
		注意喚起語	危険
		危険有害性情報	発がんのおそれ(他の経路からの暴露が有害でないことが決定的に証明されている場合、有害な暴露経路を記載)
2	人に対する発がん性が疑われる そのような物質を0.1%以上または1.0%以上含む混合物(第3.6章表3.6.1の注1および2を参照)	シンボル	
		注意喚起語	警告
		危険有害性情報	発がんのおそれの疑い(他の経路からの暴露が有害でないことが決定的に証明されている場合、有害な暴露経路を記載*)

* この規定に沿った表示の実施は所管官庁の判断による

A2.24 (a) 生殖毒性 (詳細は第 3.7 章を参照)



危険有害性区分	判定基準	危険有害性情報の伝達要素	
1 (1A 及び 1B)	人に対して生殖毒性があることが知られている、あるいはあると考えられる (第 3.7 章 3.7.2.2.1 から 3.7.2.5.10 の判断基準参照)、または そのような物質を 0.1%以上または 0.3%以上含む混合物 (第 3.7 章 表 3.7.1 の注 1 および 2 を参照)	シンボル	
		注意喚起語	危険
		危険有害性情報	生殖能または胎児への悪影響のおそれ (もし判れば影響の内容を記載する) または (他の経路からの暴露が有害でないことが決定的に証明されている場合、有害な暴露経路を記載)
2	人に対する生殖毒性が疑われる (第 3.7 章 3.7.2.2.1 から 3.7.2.5.10 の判断基準参照)、または そのような物質を 0.1%以上または 0.3%以上含む混合物 (第 3.7 章 表 3.7.1 の注 3 および 4 を参照)。	シンボル	
		注意喚起語	警告
		危険有害性情報	生殖能または胎児への悪影響のおそれの疑い (もし判れば影響の内容を記載する) または (他の経路からの暴露が有害でないことが決定的に証明されている場合、有害な暴露経路を記載)

次頁に続く


A2.24 (b) 授乳影響 (詳細は第 3.7 章を参照)

危険有害性区分 (続き)	判定基準	危険有害性情報の伝達要素	
追加区分 授乳期または授乳を通しての影響	授乳中の子の健康に懸念をもたらす物質 (第 3.7 章 3.7.2. の判断基準参照)。	シンボル	シンボルなし
		注意喚起語	注意喚起語なし
	あるいは、そのような物質を 0.1% 以上、または 0.3% 以上含まれる混合物 (3.7 章の 3.7.3 節、および表 3.7.1 の注記 1、2 を参照)	危険有害性情報	授乳中の子に害を及ぼすおそれ



A2.25 特定標的臓器/全身毒性（単回暴露）（詳細は第3.8章を参照）

危険有害性区分	判定基準	危険有害性情報の伝達要素	
1	<p>当該物質/混合物（つなぎの原則を含む）が、標的臓器/器官または全身に対する有害影響、または、人または動物に対する全身毒性を示す信頼できる証拠がある。表3.8.1区分1のガイダンス値を証拠の重み付け評価の一環として使用することができる。標的臓器/器官名を挙げる。</p> <p>十分なデータがないが、区分1の物質を成分として（一部の所管官庁では）1.0%以上10.0%以下；および（すべての所管官庁で）10.0%以上含む混合物。</p>	シンボル	
		注意喚起語	危険
		危険有害性情報	<p>臓器の障害 （もし判れば影響を受ける全ての臓器を記載する） （他の経路からの暴露が有害でないことが決定的に証明されている場合、有害な暴露経路を記載）</p>
2	<p>当該物質/混合物（つなぎの原則を含む）が、標的臓器/全身に対する有害作用、または、人または動物に対する全身毒性を示す信頼できる証拠がある。表3.8.1区分2のガイダンス値を証拠の重み付け評価の一環として使用することができる。標的臓器の器官名を挙げる。</p> <p>十分なデータがないが、区分2の物質を成分として（一部の所管官庁では）1.0%以上10.0%以下；および（すべての所管官庁で）10.0%以上含む混合物。</p>	シンボル	
		注意喚起語	警告
		危険有害性情報	<p>臓器の障害のおそれ （もし判れば影響を受ける全ての臓器を記載する） （他の経路からの暴露が有害でないことが決定的に証明されている場合、有害な暴露経路を記載）</p>



次ページに続く

危険有害性区分	判定基準	危険有害性情報の伝達要素	
3	(a) (気道刺激性) 物質あるいは混合物が気道に対して一時的な刺激性作用をもつという人での証拠がある；または、 (b) (麻酔作用) 物質あるいは混合物が一時的な催眠作用をもつという人での証拠または動物試験より得られた証拠がある	シンボル	
		注意喚起語	警告
		危険有害性情報	(気道刺激性) 呼吸器への刺激のおそれ または (麻酔作用) 眠気およびめまいのおそれ


A2. 26 特定標的臓器/全身毒性（反復暴露）（詳細は第 3.9 章を参照）

危険有害性区分	判定基準	危険有害性情報の伝達要素	
1	<p>当該物質/混合物（つなぎの原則を含む）が、標的臓器/器官または全身に対する有害影響、または、人または動物に対する全身毒性を示す信頼できる証拠がある。表 3.9.1 区分 1 のガイダンス値を証拠の重み付け評価の一環として使用することができる。標的臓器/器官名を挙げる。</p> <p>十分なデータがないが、区分 1 の物質を成分として（一部の所管官庁では）1.0%以上 10.0%以下；および（すべての所管官庁で）10.0%以上含む混合物。</p>	シンボル	
		注意喚起語	危険
		危険有害性情報	<p>長期にわたるまたは反復暴露による臓器の障害 （もし判れば影響を受ける全ての臓器を記載する） （他の経路からの暴露が有害でないことが決定的に証明されている場合、有害な暴露経路を記載）</p>
2	<p>当該物質/混合物（つなぎの原則を含む）が、標的臓器/器官または全身に対する有害作用、または、ヒトまたは動物に対する全身毒性を示す信頼できる証拠がある。表 3.9.2 区分 2 のガイダンス値を証拠の重み付け評価の一環として使用することができる。標的臓器/器官名を挙げる。</p> <p>十分なデータがないが、（一部の所管官庁では）区分 1 の物質を成分として 1.0%以上 10.0%以下（表 3.9.3 の注 3 を参照）；および/または（すべての所管官庁で）区分 2 の物質を成分として 1.0%以上または 10.0%以上含む混合物。</p>	シンボル	
		注意喚起語	警告
		危険有害性情報	<p>長期にわたるまたは反復暴露による臓器の障害のおそれ （もし判れば影響を受ける全ての臓器を記載する） （他の経路からの暴露が有害でないことが決定的に証明されている場合、有害な暴露経路を記載）</p>

A2.27 吸引性呼吸器有害性（詳細は第 3.10 章を参照）

危険有害性区分	判定基準	危険有害性情報の伝達要素	
1	1. 物質および試験データのある混合物の場合 <ul style="list-style-type: none"> ● 人に関する信頼度が高く、かつ有効な証拠から、誤嚥後の化学肺炎、種々の程度の肺損傷、または死亡を含む吸引性呼吸器有害性を示す実際の経験 ● 40℃で測定した場合の動粘性率が 20.5 mm²/s またはそれ以下の炭化水素 2. 混合物のデータが入手できない場合、つなぎの原則を適用する（3.11.3.2を参照） 3. つなぎの原則が適用されない場合、次の場合に吸引性呼吸器有害性の区分1として分類する <ul style="list-style-type: none"> ● 区分1に分類される物質を10%またはそれ以上含み、かつ40℃で測定した場合の動粘性率が20.5mm²/s またはそれ以下である混合物 	シンボル	
		注意喚起語	危険
		危険有害性情報	飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ
2	1. 物質および試験データのある混合物の場合 <ul style="list-style-type: none"> ● 動物試験、ならびに専門家の判断に基づき、人への吸引性呼吸器有害性が推定され、かつ40℃で測定した場合の動粘性率が14mm²/s またはそれ以下の区分1に分類されない物質 2. 混合物のデータが入手できない場合、つなぎの原則を適用する（3.11.3.2を参照） 3. つなぎの原則が適用されない場合、次の場合に吸引性呼吸器有害性の区分2として分類する <ul style="list-style-type: none"> ● 区分2に分類される物質を10%またはそれ以上含み、かつ40℃で測定した場合の動粘性率が14mm²/s またはそれ以下である混合物 ● 吸引性呼吸器有害性の区分2に分類される物質を10%またはそれ以上含み、かつ40℃で測定した場合の動粘性率が14mm²/s またはそれ以下である2 またはそれ以上の明瞭な相に分離する混合物 	シンボル	
		注意喚起語	警告
		危険有害性情報	飲み込んで気道に侵入すると有害のおそれ

A2. 28(a) 水生環境急性有害性（詳細は第4部を参照）

危険有害性 区分	判定基準	危険有害性情報の伝達要素	
1	1. 物質および試験データのある混合物の場合 <ul style="list-style-type: none"> • $L(E)C_{50} \leq 1 \text{ mg/L}$ ここで、$L(E)C_{50}$は96時間 LC_{50} (魚類)、48時間 EC_{50}/LC_{50} (甲殻類)、72または96時間 ErC_{50} (水生植物)である。 	シンボル	
	2. 混合物のデータが入手できない場合、つなぎの原則を適用する (4.1.3.4を参照)	注意喚起語	警告
	3. つなぎの原則が適用されない場合、 <p>(a) 分類済みの成分の混合物の場合： 単純加算法 (4.1.3.5.1~4.1.3.5.5.3を参照)により：</p> <ul style="list-style-type: none"> • [急性1の濃度] × M > 25% Mは毒性乗率 (4.1.3.5.5.5を参照) <p>(b) 試験データのある成分の混合物の場合： 加算式 (4.1.3.5.2と4.1.3.5.3を参照)により：</p> <ul style="list-style-type: none"> • $L(E)C_{50} \leq 1 \text{ mg/L}$ <p>(c) 分類済みおよび試験データのある成分の混合物の場合： 加算式および単純加算法 (4.1.3.5.5.5~4.1.3.5.5.5を参照)の組み合わせにより：</p> <ul style="list-style-type: none"> • [急性1の濃度] × M > 25% 4. 関連成分のうち1種類以上について利用可能な情報がない混合物の場合、入手できる情報を用いて分類し、次の記述を追加する： 「本混合物の成分X%については水生環境有害性が不明である」。	危険有害性情報	水生生物に非常に強い毒性



次頁に続く

危険有害性 区分	判定基準	危険有害性情報の伝達要素	
2	1. 物質および試験データのある混合物の場合 <ul style="list-style-type: none"> • $1 \text{ mg/L} < L(E)C_{50} \leq 10 \text{ mg/L}$ ここで、$L(E)C_{50}$は96時間 LC_{50}(魚類)、48時間 EC_{50}/LC_{50}(甲殻類)、72 または 96時間 ErC_{50}(水生植物)である。 	シンボル	なし
	2. 混合物のデータが入手できない場合、つなぎの原則を適用する (4.1.3.4を参照)	注意喚起語	なし
	3. つなぎの原則が適用されない場合、 (a) 分類済みの成分の混合物の場合： 単純加算法 (4.1.3.5.1~4.1.3.5.5.3を参照)により： <ul style="list-style-type: none"> • $[急性1の濃度] \times M \times 10 + [急性2の濃度] > 25\%$ Mは毒性乗率 (4.1.3.5.5.5を参照) (b) 試験データのある成分の混合物の場合： 加算式 (4.1.3.5.2と4.1.3.5.3を参照)により： <ul style="list-style-type: none"> • $1 \text{ mg/L} < L(E)C_{50} \leq 10 \text{ mg/L}$ (c) 分類済みおよび試験データのある成分の混合物の場合： 組み合わせ加算式および加算法 (4.1.3.5.5.2~4.1.3.5.5.3を参照)により： <ul style="list-style-type: none"> • $[急性1の濃度] \times M \times 10 + [急性2の濃度] > 25\%$ 4. 関連成分のうち1種類以上について利用可能な情報がない混合物の場合、入手できる情報を用いて分類し、次の記述を追加する： 「本混合物の成分 X%は水生環境有害性が不明である」。	危険有害性情報	水生生物に毒性

次頁に続く

危険有害性 区分	判定基準	危険有害性情報の伝達要素	
3	1. 物質および試験データのある混合物の場合 <ul style="list-style-type: none"> • $10 \text{ mg/L} < L(E)C_{50} \leq 100 \text{ mg/L}$ ここで、$L(E)C_{50}$は 96 時間 LC_{50}(魚類)、48 時間 EC_{50}/LC_{50}(甲殻類)、72 または 96 時間 ErC_{50}(水生植物)である。 	シンボル	なし
	2. 混合物のデータが入手できない場合、つなぎの原則を適用する (4.1.3.4を参照)	注意喚起語	なし
	3. つなぎの原則が適用されない場合、 <p>(a) 分類済みの成分の混合物の場合： <u>単純加算法</u> (4.1.3.5.1~4.1.3.5.5.3 を参照) により：</p> <ul style="list-style-type: none"> • $[急性 1 \text{ の濃度}] \times M \times 100$ $+ [急性 2 \text{ の濃度}] \times 10$ $+ [急性 3 \text{ の濃度}] > 25\%$ <p>Mは毒性乗率 (4.1.3.5.5.5 を参照)</p> <p>(b) 試験データのある成分の混合物の場合： <u>加算式</u> (4.1.3.5.2 と 4.1.3.5.3 を参照) により：</p> <ul style="list-style-type: none"> • $1 \text{ mg/L} < L(E)C_{50} \leq 10 \text{ mg/L}$ <p>(c) 分類済みおよび試験データのある成分の混合物の場合： <u>加算式</u>および<u>単純加算法</u> (4.1.3.5.5.2 ~ 4.1.3.5.5.3 を参照) の組み合わせにより：</p> <ul style="list-style-type: none"> • $[急性 1 \text{ の濃度}] \times M \times 100$ $+ [急性 2 \text{ の濃度}] \times 10$ $+ [急性 3 \text{ の濃度}] > 25\%$ 	危険有害 性情報	水生生物に 有害
4. 関連成分のうち 1 種類以上について利用可能な情報がない混合物の場合、入手できる情報を用いて分類し、次の記述を追加する： 「本混合物の成分 X%は水生環境有害性が不明である」。			

A2. 28 (b) 水生環境慢性有害性 (詳細は第4部を参照)

危険有害性 区分	判定基準	危険有害性情報の伝達要素	
1	1. 物質の場合 <ul style="list-style-type: none"> • $L(E)C_{50} \leq 1 \text{ mg/L}$; および • 急速分解性無し、または生物蓄積性がある ($BCF \geq 500$、データがない時は $\log Kow \geq 4$) ここで、 $L(E)C_{50}$ は 96 時間 LC_{50} (魚類)、48 時間 EC_{50}/LC_{50} (甲殻類)、72 または 96 時間 ErC_{50} (水生植物) である。	シンボル	
		注意喚起語	警告
		危険有害性情報	長期的影響により水生生物に非常に強い毒性
2	1. 物質の場合 <ul style="list-style-type: none"> • $1 \text{ mg/L} < L(E)C_{50} \leq 10 \text{ mg/L}$; および • 急速分解性無し、または生物蓄積性がある ($BCF \geq 500$、データがない時は $\log Kow \geq 4$) ; ただし <ul style="list-style-type: none"> • 慢性 $NOECs > 1 \text{ mg/L}$ ではない。 2. 混合物の場合、つなぎの原則を適用する (4. 1. 3. 4 を参照)	シンボル	
		注意喚起語	なし
		危険有害性情報	長期的影響により水生生物に毒性
	3. つなぎの原則が適用されない場合、 $[慢性 1 \text{ の濃度}] \times M > 25\%$ M は毒性乗率 (4. 1. 3. 5. 5 を参照)		
	4. 関連成分のうち 1 種類以上について利用可能な情報がない混合物の場合、入手できる情報を用いて分類し、次の記述を追加する： 「本混合物の成分 X% は水生環境有害性が不明である」。		

次頁に続く

危険有害性 区分	判定基準	危険有害性情報の伝達要素	
3	<p>1. 物質の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 10 mg/L < L(E)C₅₀ ≤ 100 mg/L ; および急速分解性無し、または生物蓄積性がある (BCF ≥ 500、データがない時は log Kow ≥ 4) ; ただし、 慢性 NOECs > 1mg/L ではない。 <p>2. 混合物の場合、つなぎの原則を適用する (4.1.3.4 を参照)</p> <p>3. つなぎの原則が適用されない場合、 [慢性 1 の濃度] × M × 10 + [慢性 2 の濃度] × 10 + [急性 3 の濃度] > 25% Mは毒性乗率 (4.1.3.5.5 を参照)</p> <p>4. 関連成分のうち 1 種類以上について利用可能な情報がない混合物の場合、入手できる情報を用いて分類し、次の記述を追加する： 「本混合物の成分 X%は水生環境有害性が不明である」。</p>	シンボル	なし
		注意喚起語	なし
		危険有害性情報	長期的影響により水生生物に有害
4	<p>1. 物質の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 難溶解性であり、水への溶解度の範囲で急毒性がない、かつ 急速分解性無し、かつ生物蓄積性がある (BCF ≥ 500、データがない時は log Kow ≥ 4) ; ただし、 慢性 NOECs > 1mg/L ではない。 <p>2. 混合物の場合、つなぎの原則を適用する (4.1.3.4 を参照)</p> <p>3. つなぎの原則が適用されない場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> 慢性 1、2、3 または 4 に分類された成分の濃度の合計が 25%以上である。 <p>4. 関連成分のうち 1 種類以上について利用可能な情報がない混合物の場合、入手できる情報を用いて分類し、次の記述を追加する： 「本混合物の成分 X%は水生環境有害性が不明である」。</p>	シンボル	なし
		注意喚起語	なし
		危険有害性情報	長期的影響により水生生物に有害のおそれ

